

鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例施行規則をここに公布する。

平成25年3月29日

鳥取県知事 平 伸 治

鳥取県規則第17号

鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県保護施設及び授産施設に関する条例（平成24年鳥取県条例第70号。以下「条例」という。）第3条第2項及び別表第1の規定に基づき、救護施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(救護施設の基準)

第2条 条例に定めるもののほか、救護施設の設備及び運営に関する基準は、別表のとおりとする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	基準
職員の配置	<p>1 施設の長は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者であること。</p> <p>2 生活指導員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。</p> <p>3 生活指導員、介護職員及び看護師又は准看護師の総数は、おおむね利用者の数を5.4で除して得た数以上とすること。</p> <p>4 職員（生活指導員、介護職員及び看護師又は准看護師を除く。）は、利用者の処遇に支障がないときは、当該施設の他の職種を兼ね、又は同一敷地内にある他の社会福祉施設の職務を兼ねることができること。</p>
設備	<p>1 次のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物であって、知事が火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたものは、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。）とすることを要しないこと。</p> <p>（1）スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、火災の発生及び延焼の抑制が可能な構造であること。</p> <p>（2）非常警報設備の設置等により、火災の早期発見及び通報の体制が整備され、かつ、消火器等の消火設備の設置等により、円滑な消火活動が可能なものであること。</p> <p>（3）避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</p> <p>2 次に掲げる設備を設けること。</p> <p>（1）静養室</p> <p>（2）洗面所</p> <p>（3）介護職員室</p> <p>（4）面接室</p>

	<p>(5) 汚物処理室</p> <p>(6) 靈安室</p> <p>3 他の社会福祉施設等の設備を利用することにより施設の効果的な運営をすることができる場合は、条例別表第1設備の項第2号に規定する設備（居室、静養室等利用者の処遇上共用が好ましくない設備を除く。）を設けることを要しないこと。</p> <p>4 必要に応じ、常時の介護を必要とする者を入所させる居室（以下「特別居室」という。）を設けること。</p> <p>5 居室は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 地階に設けうこと。</p> <p>(2) 一以上の出入口を避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。</p> <p>(3) 利用者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる設備を備えること。</p> <p>(4) 特別居室は、原則として1階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。</p> <p>6 静養室は、次のとおりとすること。</p> <p>(1) 医務室又は介護職員室に近接して設けること。</p> <p>(2) 前号(1)から(3)までのとおりとすること。</p> <p>7 洗面所は、居室のある階ごとに設けること。</p> <p>8 便所は、居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。</p> <p>9 医務室は、利用者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。</p> <p>10 調理室は、火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。</p> <p>11 介護職員室は、居室のある階ごとに居室に近接して設けること。</p> <p>12 廊下の幅は、1.35メートル以上（中廊下にあっては、1.8メートル以上）とすること。</p> <p>13 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。</p> <p>14 階段の傾斜は、緩やかにすること。</p>
利用者の処遇等	<p>1 感染症、食中毒及び熱中症の発生を防止するために衛生上及び健康管理上必要な措置を講ずること。</p> <p>2 入所時及び毎年2回以上定期に健康診断を行うこと。</p> <p>3 利用者の使用する食器その他の設備については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずること。また、医薬品、衛生材料及び医療機器の管理を適正に行うこと。</p> <p>4 食事は、あらかじめ作成された献立に従って、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮したものを提供すること。また、その材料には、県内で生産された農林水産物及び加工品並びに当該農林水産物を材料として県外で生産された加工品を利用するよう努めること。^し</p> <p>5 利用者に対し、生活の向上及び更生のための指導を行うこと。</p> <p>6 利用者に対し、その心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行うこと。</p> <p>7 利用者の日常生活に充てられる場所は、必要に応じ、採暖のための措置を講ずること。</p> <p>8 1週間に2回以上、利用者を入浴させ、又は清しきすること。</p> <p>9 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行うこと。</p> <p>10 設置者が利用者に係る児童手当法（昭和46年法律第73号）の規定による児童手当の支給を受けたときは、当該金銭を次に掲げるところにより管理すること。</p> <p>(1) 児童手当法第2条の規定に従って用いること。</p> <p>(2) 収支の状況を明らかにする帳簿を整備し、利用者ごとにその額を明らかにすること。</p> <p>(3) 利用者が退所した場合には、速やかに、当該利用者に取得させること。</p>
記録の作成及び保存	条例別表第1記録の作成及び保存の項の設備及び職員に関する帳簿及び記録は、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間保存すること。

	(1) 決算書類 30年間 (2) 会計伝票、会計帳簿及び証ひょう書類 10年間 (3) (1)及び(2)に掲げる書類以外の帳簿及び記録 5年間
事故等への対応	1 利用者の処遇に関し、生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第4項に規定する保護の実施機関から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めること。 2 社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査に協力すること。